

平成 24 年度 N P O 法改正に伴うモデル定款の主な変更箇所

1. 文言の変更

旧	新
「収支予算」、「収支決算」→「予算」、「決算」	
<p>(総会の権能)</p> <p>第22条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 事業計画及び<u>収支予算</u>並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び<u>収支決算</u></p> <p>(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬</p> <p>(7) 入会金及び会費の額</p> <p>(8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄</p> <p>(9) 事務局の組織及び運営</p> <p>(10) その他運営に関する重要事項</p>	<p>(総会の権能)</p> <p>第22条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 事業計画及び<u>予算</u>並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び<u>決算</u></p> <p>(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬</p> <p>(7) 入会金及び会費の額</p> <p>(8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄</p> <p>(9) 事務局の組織及び運営</p> <p>(10) その他運営に関する重要事項</p>
<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>収支予算</u>は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>	<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>予算</u>は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>
「収入」、「支出」→「収益」、「費用」	
<p>(資産の構成)</p> <p>第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 設立の時の財産目録に記載された資産</p> <p>(2) 入会金及び会費</p> <p>(3) 寄付金品</p> <p>(4) 財産から生じる<u>収入</u></p> <p>(5) 事業に伴う<u>収入</u></p> <p>(6) その他の<u>収入</u></p>	<p>(資産の構成)</p> <p>第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 設立の時の財産目録に記載された資産</p> <p>(2) 入会金及び会費</p> <p>(3) 寄付金品</p> <p>(4) 財産から生じる<u>収益</u></p> <p>(5) 事業に伴う<u>収益</u></p> <p>(6) その他の<u>収益</u></p>
<p>(暫定予算)</p> <p>第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない</p>	<p>(暫定予算)</p> <p>第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない</p>

<p>理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ<u>収入・支出</u>することができる。</p> <p>2 前項の<u>収入・支出</u>は、新たに成立した予算の<u>収入・支出</u>とみなす。</p>	<p>理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ<u>収益費用</u>を講じることができる。</p> <p>2 前項の<u>収益費用</u>は、新たに成立した予算の<u>収益費用</u>とみなす。</p>
<p>「収支計算書」→「活動計算書」</p>	
<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第46条 この法人の事業報告書、<u>収支計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p>	<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第46条 この法人の事業報告書、<u>活動計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p>
<p>「破産」→「破産手続き開始の決定」</p>	
<p>(解散)</p> <p>第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。</p> <p>(1) 総会の決議</p> <p>(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能</p> <p>(3) 正会員の欠亡</p> <p>(4) 合併</p> <p>(5) <u>破産</u></p> <p>(6) 所轄庁による設立の認証の取消し</p> <p>(7)</p> <p>⋮</p>	<p>(解散)</p> <p>第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。</p> <p>(1) 総会の決議</p> <p>(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能</p> <p>(3) 正会員の欠亡</p> <p>(4) 合併</p> <p>(5) <u>破産手続き開始の決定</u></p> <p>(6) 所轄庁による設立の認証の取消し</p> <p>(7)</p> <p>⋮</p>
<p>第51条 この法人が解散(合併又は<u>破産</u>による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、【〇〇〇】に譲渡するものとする。</p>	<p>第51条 この法人が解散(合併又は<u>破産手続き開始の決定</u>による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、【〇〇〇】に譲渡するものとする。</p>

※旧モデル定款では「所轄庁」が「静岡県知事」となっている場合があります

※条番号はモデル定款のものになりますので、必ず各法人自身の定款の番号を確認してください

## 2. 定款の変更に係る変更

旧	新
<p>(定款の変更)</p> <p>第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の【 】分の【 】以上の多数による議決を経、かつ、<u>法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。</u></p>	<p>(定款の変更)</p> <p>第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の【 】分の【 】以上の多数による議決を経、かつ、<u>法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。</u></p> <p>(1) <u>目的</u></p> <p>(2) <u>名称</u></p> <p>(3) <u>その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類</u></p> <p>(4) <u>主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）</u></p> <p>(5) <u>社員の資格の得喪に関する事項</u></p> <p>(6) <u>役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）</u></p> <p>(7) <u>会議に関する事項</u></p> <p>(8) <u>その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項</u></p> <p>(9) <u>解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）</u></p> <p>(10) <u>定款の変更に関する事項</u></p>

※条番号はモデル定款のものになりますので、必ず各法人自身の定款の番号を確認してください